第 17　避難器具

1　用語の定義

（1）「取付部」とは、避難器具を取り付ける部分をいう。

（2）「取付部の開口部の大きさ」とは、避難器具を取り付けた状態での取付部の開口部の有効寸法をいう。ただし、救助袋にあっては、取付部の開口部の有効寸法をいう。

（3）「操作面積」とは、避難器具を使用できる状態にするための操作に必要な当該避難器具の取付部付近の床等の面積をいう。

（4）「降下空間」とは、避難器具を使用できる状態にした場合に、当該避難器具の設置階から地盤面その他の降着面（以下「降着面等」という。）までの当該避難器具の周囲に保有しなければならない避難上必要な空間をいう。

（5）「避難空地」とは、避難器具の降着面等付近に必要な避難上の空地をいう。避難空地には、当該避難空地の最大幅員（１ｍを超えるものにあっては、１ｍとすること。）以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路が設けられていること。

（6）「避難通路」とは、避難空地から避難上安全な広場、道路等に通ずる避難上有効な通路をいう。

（7）「取付け具」とは、避難器具を固定部に取り付けるための器具をいう。

（8）「避難器具用ハッチ」とは、金属製避難はしご、救助袋等の避難器具を常時使用できる状態で格納することのできるハッチ式の取付け具をいう。

（9）「避難器具専用室」とは、避難はしご又は避難用タラップを地階に設置する場合の専用の室をいう。

(10)「固定ベース」とは、取付け具に作用する外力に対抗させる目的で取付け具に取り付けられたコンクリート等のおもりをいう。

(11)「固定部」とは、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分をいう。

2　避難器具の設置について

（1）地上に直通する階段の個数の算出について

令第 25 条第１項第５号に規定する地上に直通する階段の個数の算出については、規則第４条の２の２に規定する避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分（以下「区画された部分」という。）ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること。

（2）収容人員の算定について

令第 25 条第１項第５号に規定する収容人員の算定については、階全体で収容人員を算定するものであること。

（3）避難器具の設置個数の算定について

①　令第 25 条第２項第１号に規定する避難器具の設置個数の算定については、階全体の収容人員で判断するものであり、当該区画された部分ごとに収容人員を算定するものではないこと。

②　区画された部分を有する階において、収容人員の算定の結果、避難器具の設置個数が１である場合等、避難器具の設置個数よりも区画された部分の数が多い場合は、当該区画された部分のいずれかに避難器具が設置されていればよいものであるが、努めて区画された部分ごとに均

等に避難器具を設置すること。☜

（4）区画された部分の取扱いについて

区画された部分の具体例は、第 17-1 図及び第 17-2 図によるものであること。

①　区画された部分の直通階段が 1 の場合

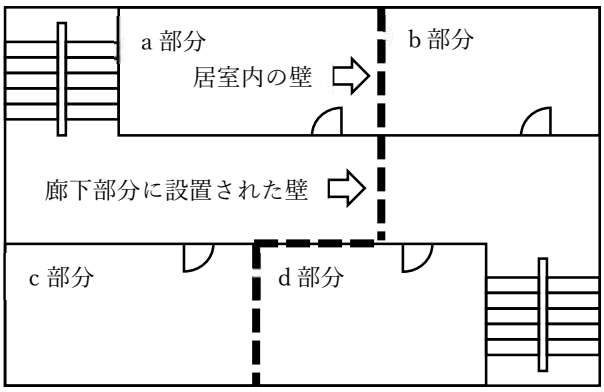

：避難上有効な開口部を有しない壁

※　階が 2 つに区画され、それぞれの区画された部分に直通階段が 1 のみ

第 17-1 図

②　区画された部分の直通階段が 2 の場合の例

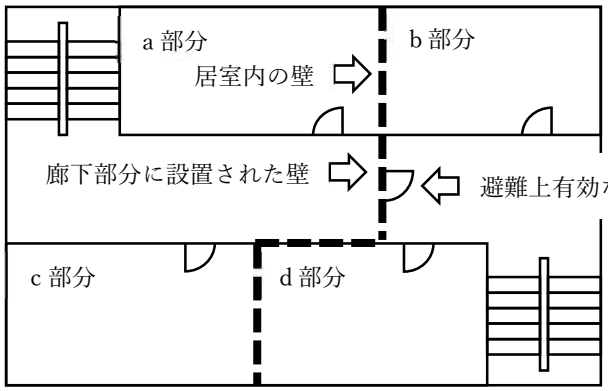

：避難上有効な開口部を有しない壁

※　避難上有効な開口部があるため階が 2 つに区画されておらず、2 の直通階段が使用可能

第 17-2 図

3　特定一階段等防火対象物又はその部分に設ける避難器具

（1）規則第 27 条第 1 項第 1 号イに規定する「安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等」とは、外気が流通し、概ね 2 ㎡以上の床面積を有し、かつ、手すりその他の転落防止のための措置を講じたバルコニーその他これらに準じるものであること。

（2）規則第 27 条第 1 項第 1 号ロに規定する「常時、容易かつ確実に使用できる状態」とは、緩降機等を常に組み立てられた状態で設置する等、避難器具が常時使用できる状態で設置された場合をいうものであること。

（3）規則第 27 条第 1 項第 1 号ハに規定する「一動作（開口部を開口する動作及び保安装置を解除する動作を除く。）で、容易かつ確実に使用できるもの」とは、一動作型避難器具として開発されたもののほか、緩降機のアームを折りたたんで室内に入れておく等、常時、容易かつ確実に使用できる状態の一動作前の状態で避難器具を設置したものであること。

4　設置位置等

（1）各避難器具の共通事項 ☜

① 病院、幼稚園、保育所、社会福祉施設その他避難が困難な者が利用する防火対象物に設置する避難器具は、努めて滑り台とすること。ただし、当該防火対象物の敷地、構造等により止むを得ない場合は、救助袋とすることができる。

② 軒高が地盤面から 31ｍを超える階又は 11 階以上の階に設置する吊り下げ式金属製避難はしごは、上下操作式とすること。

③ バルコニー等に設置する避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしご又は救助袋は、同一縦系列のバルコニーに設け、原則として、仕切板を介さないようにすること。

④ バルコニー等の降下空間及び降下空地に、室外機、物干し及び開き戸（自閉式のものを除く。）等による障害がないこと。

⑤ バルコニー等に設ける仕切板の大きさは、幅 60 ㎝以上高さ 80 ㎝以上とすること。ただし、車椅子を使用する場合は、幅を 80 ㎝以上とすること。

なお、仕切板の材質は難燃材料で、容易に破壊できるものとすること。

⑥ 避難空地には、当該避難空地の最大幅員（1ｍを超えるものにあっては、1ｍとすること。）以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路を設けること。当該通路は道路及び公園等に通じていること。

なお、平成 17 年 3 月 25 日総務省令 40 号（以下「省令第 40 号」という。）に規定する二方向避難を確保するため、避難器具を設けた場合は、屋内を通過することなく避難できる有効幅員 0.75ｍ以上の通路を確保すること。ただし、避難上支障がないと認められる屋内の車路等（外気に開放している 2ｍ以内の部分又は車室等の屋内的要素のない車路のみとして使用される部分をいう。）は、この限りでない。

⑦ 避難階の避難空地から地盤面までの高さが 0.5ｍを超える場合は、階段等を設けること。また、避難空地のベランダの手すり等の上端までの高さが 1.2ｍを超える場合は、安全に避難できるよう扉等を設置すること。（第 17-3 図参照）

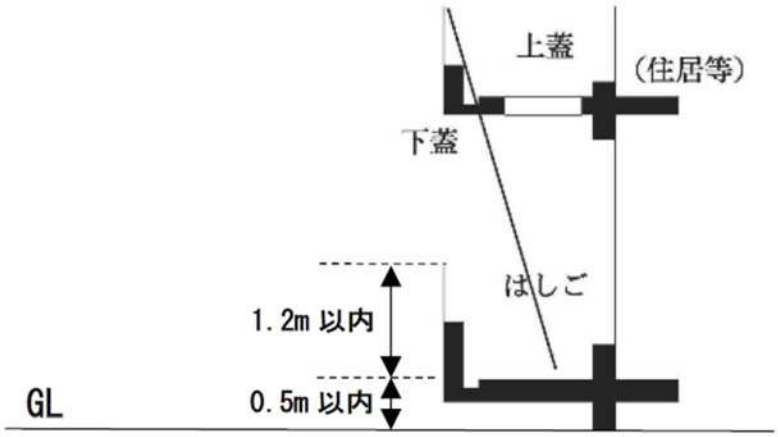

第 17−3 図

（２）各避難器具の設置位置、構造、取付部の開口部の大きさ、操作面積、降下空間、避難空地、避難通路等は、第 17- 1 表から第 17- 4 表までによるほか、次によること。

①　避難はしご（避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごを除く。）

ア　壁面の部分に設ける取付部の開口部に窓、扉等が設けられる場合にあっては、ストッパー等を設け、窓及び扉等が避難はしごの使用中に閉鎖しない措置を講ずること。ただし、避難はしごの操作及び降下に支障を生じるおそれのないものにあっては、この限りでない。

イ　つり下げ式の避難はしごは、つり下げた状態において突子が有効、かつ、安全に防火対象物の壁面等に接することができる位置に設けること。ただし、使用の際、突子が壁面等に接しない場合であっても、避難はしごを固定するためのフックを地面に設ける等の揺れ防止措置を講じたものは、降下に支障を生じないものとして取扱って差し支えない。☜

なお、開口部に突子が接する場合は、網入りガラス又はこれと同等以上の強度を有するものを開口部に設けること。

ウ　各階の避難器具用ハッチの降下口は、直下階の降下口と同一垂直線上にない位置であること。

エ　避難はしごを使用状態にした場合における当該避難はしごの最下部横桟（伸張した場合を含む。）から降着面等までの高さは、0.5m 以下であること。

オ　降下空間と架空電線との間隔は 1.2m以上とし、避難はしごの上端と架空電線との間隔は２m以上とすること。

カ　避難はしごを地階に設ける場合は、固定式とし、ドライエリア（地階に相当する建築物の外壁に沿ったからぼりをいう。）の部分に設けること。ただし、6 に定める避難器具専用室内に設置する場合にあっては、この限りでない。

キ　避難器具（避難はしご）の設置方法は、次の（ア）及び（イ）によること。☜

（ア）手すり、仕切板等との間隔

a　一般的なもの（第 17- 4 図参照）　　※数値はすべて有効寸法とする。

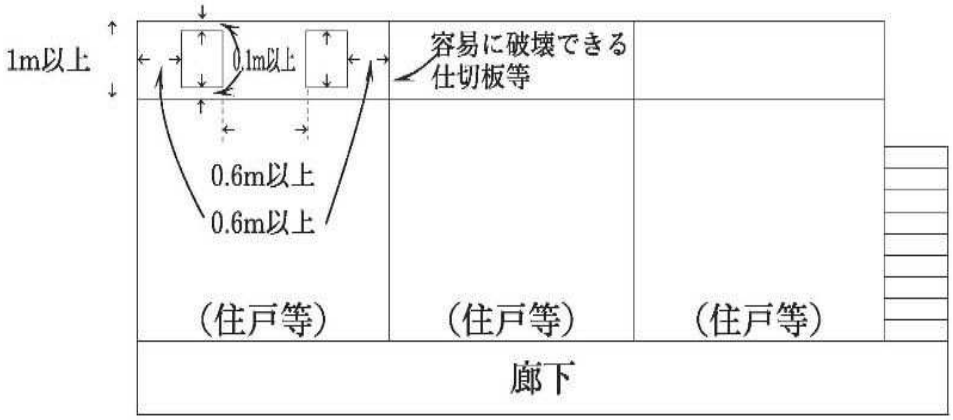

第 17−４図

b　バルコニーの幅が 2.5m程度のもの（第 17- 5 図参照）

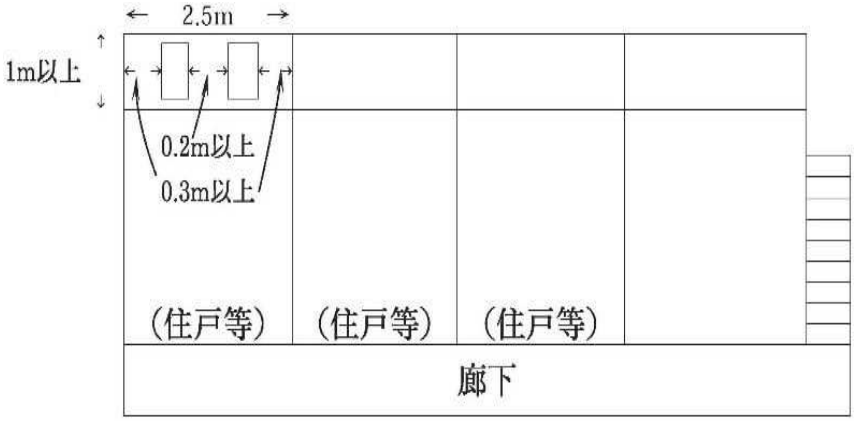

第 17−５図

c　バルコニーの幅が２m程度のもの（第 17- 6 図参照）

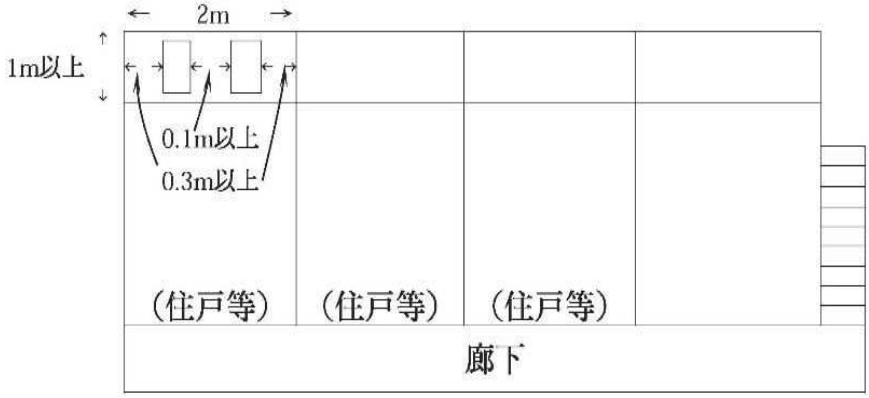

第 17−６図

（イ）取付方法

a　つり下げ式金属製避難はしご（第 17- 7 図参照）

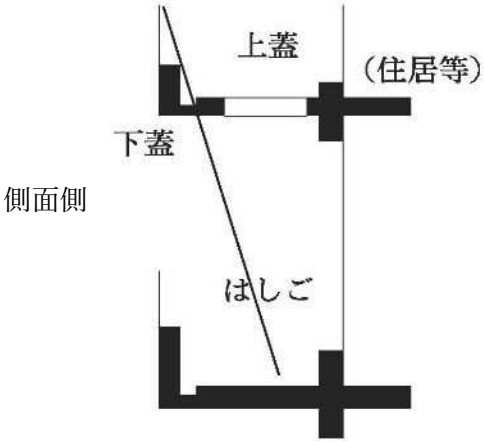

第 17−７図

b　固定はしごを住戸等側の壁に設ける場合は、前 a の例により設置するが、側壁に設ける場合の取付方法は下図による。（第 17- 8 図参照）

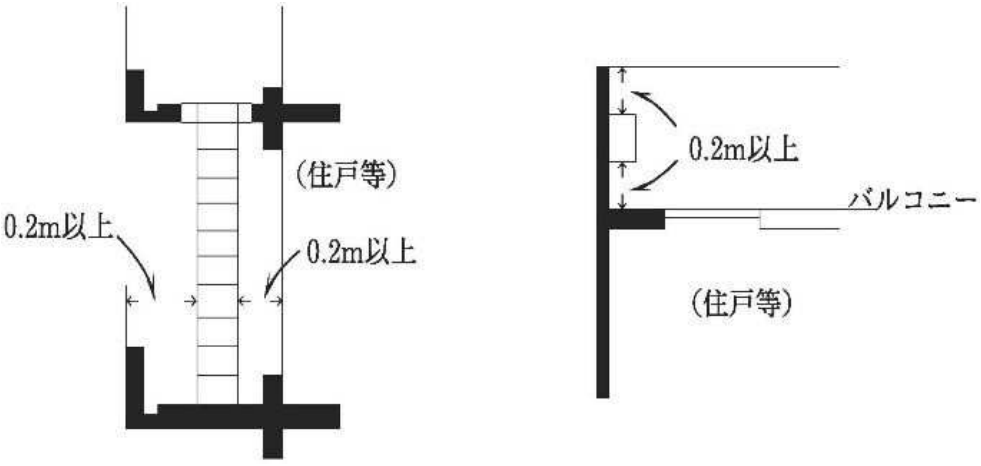

（側面図）　　（平面図）

第 17−８図

②　避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしご

前（２）．①．イ、ウ、エ及びキによるほか、次によること。

ア　金属製避難はしごは、つり下げはしごであること。ただし、使用の際、突子が防火対象物の壁面等に接しない場合は、金属製避難はしごの技術上の規格を定める省令（昭和 40 年自治省令第３号）第２条第５号に規定するハッチ用つり下げはしごであること。

イ　金属製避難はしごは、避難器具用ハッチに常時使用できる状態で格納すること。

ウ　避難器具用ハッチは、手すりその他の転落防止のための措置を講じたバルコニー等外気に接する部分の床に設けること。ただし、６に定める避難器具専用室内に設置する場合にあっては、この限りでない。

エ　降下空間は、避難器具用ハッチの開口部から降着面等まで当該避難器具用ハッチの開口部の面積以上を有する角柱形の範囲とすること。

オ　避難空地は、降下空間の水平投影面積以上の面積とし、避難上の安全性が確保されたものとすること。

カ　下蓋の下端は、避難器具用ハッチの下蓋が開いた場合に、避難空地の床面上 1.8m以上の位置であること。

③　緩降機

前（２）．①．ア及びオによるほか、次によること。

ア　壁の部分に設ける取付部の開口部の下端は、床から 1.2m以下とすること。

イ　床からの高さが 0.5m以上の場合は、有効に避難できるように固定又は半固定のステップ等を設けること。

ウ　緩降機は、使用の際、壁面からロープの中心までの距離が 0.15m以上 0.3m以下となるように設けるとともに、降下空間は、当該緩降機を中心とした半径 0.5mの円柱形に包含される範囲以上確保されていること。ただし、0.1m以内で避難上支障のない場合若しくは 0.1m

を超える場合でもロープを損傷しない措置を講じた場合にあっては突起物を降下空間内に設け又は降下空間及び避難空地を他の緩降機と共用する場合にあっては、器具相互の中心を0.5mまで近接させることができること。

エ　緩降機をつり下げるフックの取付位置は、床面から1.5m以上1.8m以下の高さとすること。

オ　緩降機のロープの長さは、取付位置に器具を設置したとき、降着面等へ降ろした着用具の下端が降着面等から±0.5mの範囲となるように設定すること。

④　救助袋（避難器具用ハッチに格納した救助袋を除く。）

ア　斜降式救助袋

前（2）．ア及びオによるほか、次によること。

（ア）　下部支持装置を結合するための固定環が設けられていること。

（イ）　袋本体の下部出口部の降着面等からの高さは、無荷重の状態において 0.5m以下であること。

イ　垂直式救助袋

袋本体の下部出口部と降着面等との間隔は、無荷重の状態において0.5m以下であること。

⑤　避難器具用ハッチに格納した救助袋

前（2）．①．イ、キ及び②．イからカまでによること。

⑥　滑り台

滑り台の設置位置等は、次によること。

ア　取付部の開口部の大きさは、高さは 0.8m以上であり、かつ、幅は滑り台の滑り面部分の最大幅以上であること。

イ　滑り台の設置されている階の部分から当該滑り台に至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること。

ウ　操作面積は、滑り台を使用するのに必要な広さであること。

エ　降下空間は、滑り台の滑り面から上方に 1 m以上及び滑り台の両端からそれぞれ外方向に0.2m以上の範囲内であること。

オ　避難空地は、滑り台の下部先端から前方 1.5m以上及び滑り台の中心線から左右にそれぞれ0.5m以上とすること。

⑦　滑り棒

前（2）．①．ア及びオによるほか、次によること。

ア　降下空間は、滑り棒を中心とした半径0.5m以上の円柱形の範囲とすること。

イ　滑り棒は、取付部の開口部の下端から1.5m以上の高さから降着面等まで設置すること。

ウ　避難空地は、避難上支障のない広さとすること。

⑧　避難ロープ

前（2）．①．ア、エ及びオによるほか、次によること。

ア　降下空間は、避難ロープを中心とした半径 0.5mの円柱形の範囲とすること。ただし、壁面に沿って降下する場合の壁面側に対しては、この限りでない。

イ　避難空地は、避難上支障のない広さとすること。

⑨　避難橋

前（2）．①．オによるほか、次によること。

ア　取付部の開口部の大きさは、高さ 1.8m以上であり、かつ、幅は避難橋の最大幅以上であること。

イ　避難橋の設置されている階の部分から当該避難橋に至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること。

ウ　操作面積は、避難橋を使用するのに必要な広さであること。

エ　降下空間は、避難橋の踏面から上方２m以上及び避難橋の最大幅以上であること。

オ　避難空地は、避難上支障のない広さとすること。

カ　避難空地に設ける避難通路は、有効な経路で広場、道路等に通じていること。

⑩　避難用タラップ

避難用タラップの設置位置等は、次によること。

ア　取付部の開口部の大きさは、高さ 1.8m以上であり、かつ、幅は避難用タラップの最大幅以上であること。

イ　避難用タラップの設置されている階の部分から当該避難用タラップに至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること。

ウ　操作面積は、避難用タラップを使用するに必要な広さであること。

エ　降下空間は、避難用タラップの踏面から上方２m以上及び避難用タラップの最大幅以上であること。

オ　避難空地は、避難上支障のない広さとすること。

第 17-１表　　取付部の開口部の大きさ

避難器具の種類	取付部の開口部の大きさ
●避難はしご（避難器具用ハッチに格納したものを除く。） ●緩降機 ●滑り棒 ●避難ロープ	●開口部を壁面に設ける場合 高さ 0.8m以上 幅　0.5m以上 又は 高さ １m以上 幅　0.45m以上 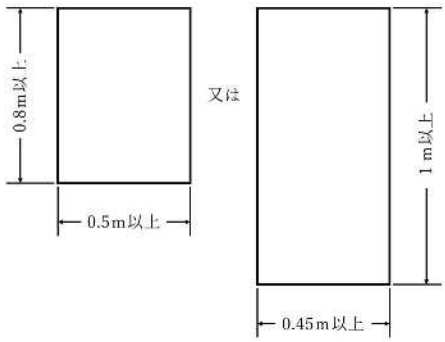 ※　緩降機 壁面に設ける開口部の下端は床面から 1.2m以下とすること。 なお、床面から開口部の下端までの高さが 0.5m以上の場合は、有効に避難できるように固定又は半固定のステップ等を設けること。 ※　避難はしご（避難器具用ハッチに格納したものを除く。）、滑り棒及び避難ロープ 壁面に設ける開口部の下端は床面から 1.2m以下とすること。ただし、開口部の部分に避難上支障のないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合は、この限りでない。 ●開口部を床面に設ける場合 直径 0.5m以上の円が内接できるものであること。

●救助袋（避難器具用ハッチに格納したものを除く。）	高さ及び幅がそれぞれ 0.6m以上で、入口金具を容易に操作できる大きさであり、かつ、使用の際、袋の展張状態を近くの開口部等（当該開口部を含む。）から確認できるものであること。 ※　開口部の下端は床面から 1.2m以下とすること。ただし、開口部の部分に避難上支障のないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合は、この限りでない。	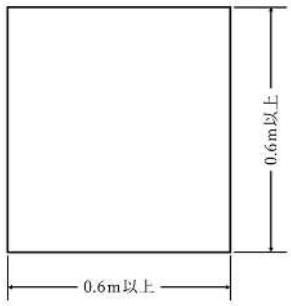
●滑り台	高さ 0.8m以上 幅　滑り台の滑り面部分の最大幅以上 ※　開口部の下端は床面から 1.2m以下とすること。ただし、開口部の部分に避難上支障のないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合は、この限りでない。	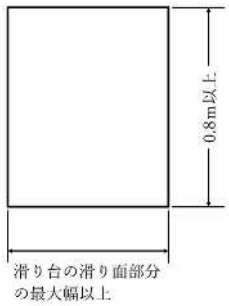
●避難橋 ●避難用タラップ	高さ 1.8m以上 幅　避難橋又は避難用タラップの最大幅以上	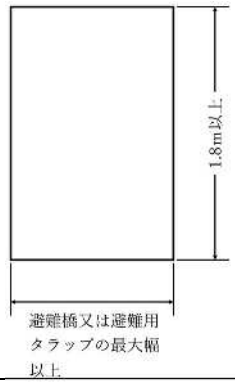

第 17-２表　　操作面積

避難器具の種類	操　作　面　積	
●避難はしご ●緩降機 ●救助袋（避難器具用ハッチに格納したもの。） ●滑り棒 ●避難ロープ	0.5 ㎡以上（当該器具の水平投影面積を除く。）、かつ、一辺の長さはそれぞれ 0.6m以上であり、当該器具の操作に支障のないもの。	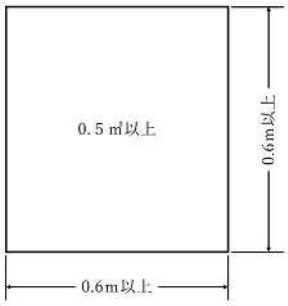

●救助袋（避難器具用ハッチに格納したものを除く。）	幅 1.5m以上、奥行 1.5m以上（器具の設置部分を含む。）。ただし、操作に支障のない範囲内で形状を変えることができるものとし、この場合の操作面積は 2.25 ㎡以上とすること。	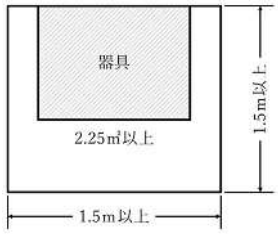
●滑り台 ●避難橋 ●避難用タラップ	当該器具を使用するのに必要な広さ。	

第 17-３表　　降下空間

避難器具の種類	降　下　空　間	
●避難はしご（避難器具用ハッチに格納したものを除く。）	縦棒の中心線からそれぞれ外方向（縦棒の数が 1 本のものについては、横桟の端からそれぞれ外方向）に 0.2m以上及び器具の前面から奥行き 0.65m以上の角柱形の範囲	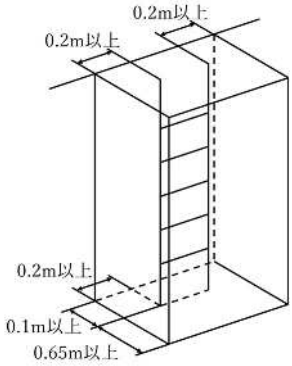
●避難はしご（避難器具用ハッチに格納したもの。） ●救助袋（避難器具用ハッチに格納したもの。）	ハッチの開口部から降着面等まで当該ハッチの開口部の面積以上を有する角柱形の範囲	
●緩降機	器具を中心とした半径 0.5mの円柱形に包含される範囲以上。ただし、0.1m以内の避難上支障のない場合若しくは 0.1mを超える場合でもロープを損傷しない措置を講じた場合にあっては、突起物を降下空間内に設けることができる。 ※　降下空間及び避難空地を他の緩降機と共用する場合にあっては器具相互の中心を 0.5mまで接近させることができる。	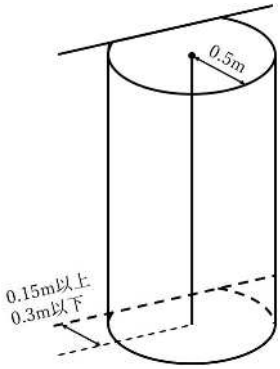

●救助袋（斜降式）	救助袋の下方及び側面の方向に対し上部にあっては 25°、下部にあっては 35° の右図による範囲内。ただし、防火対象物の側面に沿って降下する場合の救助袋と壁面との間隔(最上部を除く。)は、0.3 m（ひさし等の突起物のある場合にあっては突起物の先端から 0.5m(突起物が入口金具から下方 3 m 以内の場合にあっては 0.3m)）以上とすることができる。	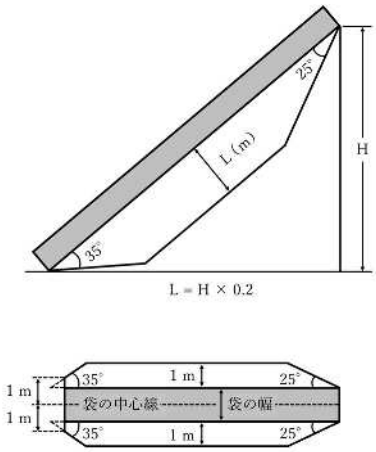
●救助袋（垂直式）	救助袋の中心から半径 1 m以上の円柱形の範囲。ただし、救助袋と壁との間隔は 0.3m（ひさし等の突起物がある場合にあっては救助袋と突起物の先端との間隔は 0.5m(突起物が入口金具から下方 3 m以内の場合にあっては 0.3m)）以上 ※　降下空間及び避難空地を他の垂直式救助袋と共用する場合にあっては器具相互の外面を 1 m まで接近させることができる。	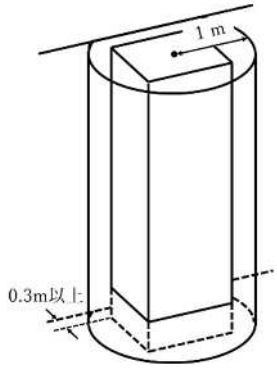
●滑り台	滑り台の滑り面から上方に 1 m以上及び滑り台の両端から外方向に 0.2m以上の範囲内	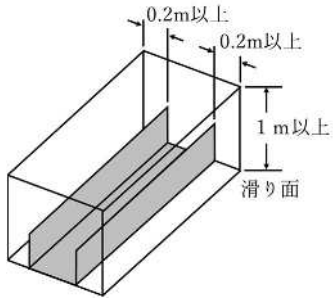
●滑り棒 ●避難ロープ	器具を中心とした半径 0.5mの円柱形の範囲。ただし、避難ロープにあっては壁面に沿って降下する場合の壁面側に対しては、この限りでない。	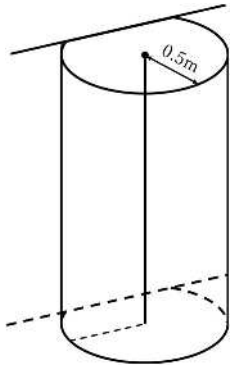

●避難橋 ●避難用タラップ	避難橋又は避難用タラップの踏面から上方２ｍ以上及び当該器具の最大幅以上	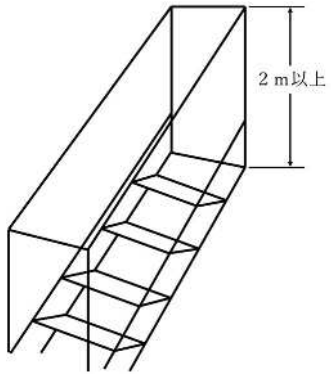

第 17-４表　　避難空地

避難器具の種類	避　難　空　地	
●避難はしご（避難器具用ハッチに格納したものを除く。） ●緩降機 ●救助袋（垂直式）	降下空間の水平投影面積以上の面積	避難はしご 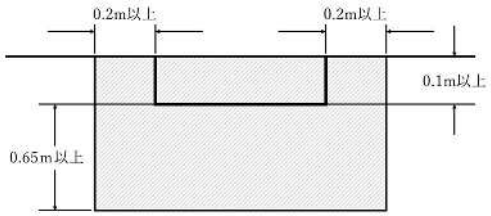 緩降機 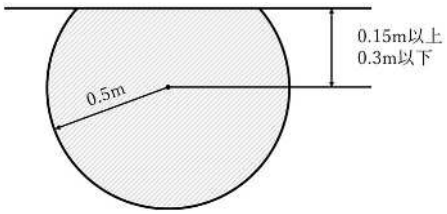 救助袋（垂直式） 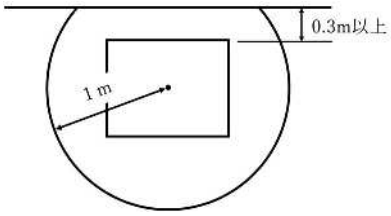

●避難はしご（避難器具用ハッチに格納したもの。） ●救助袋（避難器具用ハッチに格納したもの。）	降下空間の水平投影面積以上の面積	
●救助袋（斜降式）	展張した袋本体の下端から前方2.5ｍ以上及び当該救助袋の中心線から左右それぞれ１ｍ以上の幅	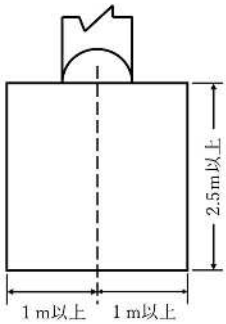
●滑り台	滑り台の下部先端から前方 1.5ｍ以上及び滑り台の中心線から左右にそれぞれ 0.5ｍ以上の範囲	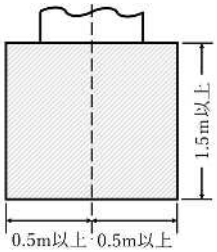
●滑り棒 ●避難ロープ ●避難橋 ●避難用タラップ	避難上支障のない広さ	

5　取付方法

（1）設計荷重

避難器具を取付ける固定部は、避難器具の種類に応じ、第 17-5 表の a 欄及び b 欄を加えたものを c 欄に掲げる方向で加えた場合に、当該固定部に発生する応力に耐えるものでなければならない。

第 17-5 表

<table>
<tr><th colspan="2">種　　類</th><th colspan="3">a　荷重（kN）</th><th>b　負荷荷重（kN）</th><th>c　荷重方向</th></tr>
<tr><td colspan="2">避難はしご</td><td colspan="3">有効長（最上部の横桟から最下部の横桟までの長さをいう。）について 2 m又はその端数ごとに 1.95 を加えた値</td><td rowspan="4">自　　重
(取付け具の重量が固定部にかかるものにあってはその重量を含む。以下同じ。)</td><td rowspan="4">鉛直方向</td></tr>
<tr><td colspan="2">緩　降　機</td><td colspan="3">最大使用者数に 3.9 を乗じた値</td></tr>
<tr><td colspan="2">滑　り　棒</td><td colspan="3">3.9</td></tr>
<tr><td colspan="2">避難ロープ</td><td colspan="3">3.9</td></tr>
<tr><td rowspan="9">救
助
袋</td><td rowspan="4">垂直式</td><td colspan="2">袋長が 10m以下のもの</td><td>6.6</td><td rowspan="4">入口金具重量</td><td rowspan="4">鉛直方向</td></tr>
<tr><td colspan="2">袋長が 10mを超え 20m以下のもの</td><td>9.0</td></tr>
<tr><td colspan="2">袋長が 20mを超え 30m以下のもの</td><td>10.35</td></tr>
<tr><td colspan="2">袋長が 30mを超えるもの</td><td>10.65</td></tr>
<tr><td rowspan="5">斜降式</td><td rowspan="2">袋長が 15m以下のもの</td><td>上部</td><td>下部</td><td rowspan="5">入口金具重量
（上部のみ）</td><td rowspan="5">上部
俯角 70 度

下部
仰角 25 度</td></tr>
<tr><td>3.75</td><td>2.85</td></tr>
<tr><td colspan="2">袋長が 15mを超え 30m以下のもの</td><td>5.85</td><td>5.25</td></tr>
<tr><td colspan="2">袋長が 30mを超え 40m以下のもの</td><td>7.35</td><td>6.45</td></tr>
<tr><td colspan="2">袋長が 40mを超えるもの</td><td>8.70</td><td>7.50</td></tr>
<tr><td colspan="2">滑　り　台</td><td colspan="3">踊場の床面積 1 ㎡当たり 3.3 に滑り面 1 mあたり 1.3 を加えた値</td><td rowspan="3">自重+風圧力、地震力のいずれかの大きな値+積雪荷重</td><td rowspan="3">合成力の方向</td></tr>
<tr><td colspan="2">避　難　橋</td><td colspan="3">1 ㎡当たり 3.3</td></tr>
<tr><td colspan="2">避　難　用
タ ラ ッ プ</td><td colspan="3">踊場の床面積 1 ㎡当たり 3.3 に踏板ごとに 0.65 を加えた値</td></tr>
<tr><td colspan="7">注：1　風圧力：1 ㎡当たりの風圧力は、次の式によること。
$q = 60k\sqrt{h}$　　q：風圧力（kN/㎡）
k：風力係数（1 とすること。）
h：地盤面からの高さ（m）
注：2　積雪荷重：積雪量が 1 ㎡あたり 1 ㎝につき 20N以上として計算すること。
注：3　地震力：建基令第 88 条の規定の例によること。</td></tr>
</table>

（２）取付け具の構造及び強度

避難器具を固定部に取り付けるための取付け具（避難器具用ハッチを除く。）の材料、構造及び強度は、次によること。

①　取付け具の材料

ア　次のいずれか適合するものであること。

（ア）JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）、JIS G 3444（一般般構造用炭素鋼鋼管）、JIS G 3466（一般構造用角形鋼管）又は JIS G 3525（ワイヤロープ）

（イ）前（ア）に掲げるものと同等以上の強度及び耐久性を有する材料

イ　耐食性を有しない材料にあっては、有効な耐食措置が講じられていること。

ウ　雨水等のかかる場所（直接外気に接する部分に限る。）に設けるものにあっては、次のいずれかに適合するものであること。ただし、格納箱が耐食性を有するものである場合は、この限りでない。

（ア）JIS G 4303（ステンレス鋼棒）、JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）又は JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）

（イ）前（ア）に掲げるものと同等以上の耐食性を有するもの。

②　許容応力

ア　前①．ア．（ア）及び（イ）に掲げる材料（以下「鋼材等」という。）の許容応力度は、第 17- 6 表の左欄に掲げる種類及び品質に応じ、同表の右欄に掲げる値とすること。

第 17−６表

種類及び品質		許容応力度（N/㎟）			
		圧　縮	引　張	曲　げ	せん断
一般構造用鋼材	SS400 STK400 STKR400	240	240	240	140
ボルト	黒　皮		190		
	仕　上		240		180

イ　ワイヤロープの許容引張応力は、切断荷重の１/３とすること。

ウ　鋼材等の溶接継目ののど断面に対する許容応力度は、第 17- 7 表の左欄に掲げる種類、品質及び溶接方法に応じ、同表の右欄に掲げる値とすること。

第 17−７表

種類、品質及び溶接方法			許容応力度（N/㎟）			
			圧　縮	引　張	曲　げ	せん断
一般構造用鋼材	SS400 STK400 STKR400	突合せ	210	210	210	120
		突合せ以外	120	120	120	120

③　取付け具の強度

取付け具の強度は、前（１）で発生する応力に耐えられるものであること。

（３）取付け具を固定する場合の工法は、次によること。

①　建築物の主要構造部（柱、床、はり等構造耐力上、十分な強度を有する部分に限る。以下同じ。）に直接取り付ける場合

ア　鉄骨又は鉄筋にボルト等を溶接し又はフック掛け（先端をかぎ状に折り曲げたボルト等をコンクリートに埋設するものをいう。以下同じ。）する工法

イ　金属拡張アンカーによる工法（スリーブ打ち込み式に限る。以下同じ。）

②　固定ベースに取り付ける場合

③　補強措置を講じた部分に取り付ける場合

ア　柱、はりを鋼材等により挟み込み、ボルト及びナットで締めつける工法

イ　柱、はり等の強度を低下させない工法

※木構造部への固定は、９㎝角以上の構造材に強度を低下させない方法を講じて設けること。☜

ウ　建築物の柱、床、はり等の部分又は固定ベースの両面を鋼材等で補強し、ボルトを貫通する工法

④　その他前①から③までに掲げる工法と同等以上の強度を有する工法の場合

（４）前（３）に掲げる工法の施工基準は、次によること。

①　各工法に共通する施工基準

ア　ボルト及びナット（避難器具用ハッチに用いられるものを除く。）は、次のいずれかに適合する材料で作られていること。

（ア）JIS G 3123（みがき棒鋼）

（イ）前（ア）に掲げるものと同等以上の強度及び耐久性を有する材料

イ　ボルト及びナットのねじ部は、JIS B 0205（メートル並目ねじ）に適合すること。

ウ　ボルトは、呼び径がM10 以上のものを使用すること。この場合において、固定部にかかる引張応力を引張り側のボルトの数で除した値が、第 17-８表の左欄に掲げるボルトの呼び径に応じ、同表の右欄に掲げる数値以下とすること。

第 17-８表

ボルトの呼び径	許容荷重（kN/本）	
	引張荷重	せん断荷重
M10	14	10
M12	20	15
M16	38	28
M20	59	44

エ　耐食性を有しないボルト及びナット等には、有効な耐食措置が講じられていること。

オ　雨水等のかかる場所に設けるボルト及びナット等にあっては、次のいずれかに適合するものを用いること。

（ア）JIS G 4303（ステンレス鋼棒）

（イ）前（ア）に掲げるものと同等以上の耐食性を有するもの。

カ　ボルト及びナットには、スプリングワッシャ、割ピン等の緩み止めの措置が講じられていること。

キ　ボルトは、途中に継ぎ目のないものであること。

ク　ボルトは、増し締めができる余裕のあるねじが切られているものであること。

ケ　ボルト及びナット等の端部で、使用に際して使用者及び器具等に損傷を与えるおそれのあるものには、当該部分をキャップ、カバー等で有効に防護すること。

②　建築物の主要構造部に直接取り付ける場合の標準工法

ア　鉄骨又は鉄筋にボルト等を溶接し又はフック掛けする工法

（ア）溶接し又はフック掛けするボルト等（引張り力のかかるものに限る。）は、2本以上であり、かつ、溶接し又はフック掛けする鉄筋は、それぞれ別のものであること。ただし、同一の鉄筋であってもボルト等の相互の間隔（隣接するボルト間の中心から中心までの長さをいう。以下同じ。）を 0.2m以上として溶接し又はフック掛けする場合にあっては、この限りでない。

（イ）ボルトを溶接し又はフック掛けする鉄筋は、径9㎜以上、長さ 0.9m以上のものとすること。

（ウ）鉄骨にあっては、鉄筋と同等以上の強度を有する部分であること。

（エ）鉄筋にボルトを溶接する場合にあっては、溶接部に当該鉄筋と同径で長さ 0.3m以上の添筋が入れられていること。

（オ）フック掛けするボルトは、かぎ状に十分折り曲げ、鉄筋又は鉄骨に針金等で緊結すること。

イ　金属拡張アンカーによる工法（軽量コンクリート及び気泡コンクリートで造られている部分を除く。）

（ア）埋込深さ等と間隔

a　埋込深さ（スリーブの長さをいう。以下同じ。）は、仕上げ部分（仕上モルタル等の部分をいう。以下同じ。）の厚さを除き、第 17-9表の左欄に掲げる金属拡張アンカーの呼び径に応じ、同表の中欄に掲げる埋込深さに対し、同表の右欄に掲げる穿孔深さの下限の値となるように施工すること。

第 17-9表

金属拡張アンカーの呼び径	埋込深さ（㎜）	穿孔深さの下限（㎜）
M10	40	60
M12	50	70
M16	60	90
M20	80	110

b　コンクリートの厚さに対する穿孔深さの限度は、第 17-10 表によること。

第 17-10 表

コンクリートの厚さ（㎜）	穿孔深さの限度（㎜）
120	70 以下
150	100 以下
180	130 以下
200	150 以下

（イ）金属拡張アンカーの相互の間隔は、金属拡張アンカーの埋込深さの 3.5 倍以上の長さとすること。

（ウ）金属拡張アンカーのへりあきの寸法は、金属拡張アンカーの埋込深さの 2 倍以上の長さとすること。

（エ）金属拡張アンカーは、増し締めのできるおねじ式とすること。

（オ）アンカーボルトを埋め込むためコンクリートにあける穴は、当該アンカー又は金属拡張アンカーの径にほぼ等しいものであり、くさびが開き始めた状態でボルトがガタつかないものであること。

（カ）コンクリート設計基準強度に応じた金属拡張アンカーの本数及び呼び径は、次式を満たすものであること。

F/N ＜ P　　F：固定部に発生する応力（kN）
　　N：引張力のかかる金属拡張アンカーの本数。ただし、N≧2 であること
　　P：第 17-11 表に掲げる許容引抜荷重（コンクリート設計基準強度）(kN)

第 17-11 表

金属拡張アンカーの呼び径	コンクリート設計基準強度（N/㎟）		
	15 以上	18 以上	21 以上
M10	4.7（kN）	5.7（kN）	6.7（kN）
M12	7.5	8.9	10.5
M16	10.9	13.0	15.0
M20	18.5	22.2	26.0

③　固定ベースに取り付ける場合の標準工法

ア　避難器具を容易に取り付けるためのフック（JIS B 2803（フック）。離脱防止装置付きのものに限る。）等を設けること。

イ　固定ベースの重量は、前（1）に掲げる応力の 1.5 倍以上のものであること。

ウ　固定ベースは、鉄骨コンクリート又は鉄筋コンクリート構造とすること。☜

④　補強措置を講じた部分に取り付ける場合の標準工法

ア　柱、はりを鋼材等により挟み込み、ボルト及びナットで締めつける工法

（ア）避難器具を容易に取り付けるためのフック（JIS B 2803。ただし、離脱防止装置付きのものに限る。）等を設けること。

（イ）鋼材等の挟み込み部は、固定部の柱、はり上を移動しないよう十分締め付けること。

イ　主要構造部又は固定ベースの両面を鋼材等で補強し、ボルトを貫通する工法（気泡コンクリートを除く。）

（ア）補強用の鋼材等は、厚さ 3.2 ㎜以上で 0.1m角以上の平板又はこれと同等以上の強度を有する形鋼とすること。

（イ）ボルトの間隔は、0.2m以上とすること。ただし、ボルト間に鉄筋がある場合は、0.15m以上とすることができる。

（ウ）貫通ボルト（引張り力のかかるもの。）は２本以上とし、当該ボルトは締めつけ時に回転しない措置が講じられたものであること。

（５）避難器具用ハッチを設ける場合は、前（１）、（３）及び（４）．①．イから④までによるほか、次によること。

①　避難器具用ハッチの構造は、次によること。

ア　本体、上蓋、下蓋（避難器具用ハッチを屋外に設置する場合に限る。）及び取付金具（避難器具用ハッチに避難器具を取り付けるための部分をいう。）等により構成されるものであること。

イ　本体は、次によること。

（ア）板厚は、1.2 ㎜以上とすること。ただし、取付金具を固定する部分については、３㎜以上とすること。

（イ）上端は、床面から１㎝以上の高さとすること。

ウ　上蓋は、次によること。

（ア）蝶番等を用いて本体に固定し、かつ、容易に開けることができるものであること。

（イ）概ね 180 度開くことができるものを除き、次の a 又は b によること。

a　概ね 90 度の開放状態で蓋を固定でき、かつ、何らかの操作をしなければ閉鎖しないものであること。

b　手掛けを設けること。

（ウ）板厚は、２㎜以上とすること。ただし、２㎜以上の板厚と同等以上の強度及び耐久性を有するよう補強等の措置を講じる場合にあっては､板厚を 1.5 ㎜以上とすることができる。

エ　下蓋は、次によること。

（ア）直径６㎜以上の排水口を４個以上設け又はこれと同等以上の面積の排水口を設けること。

（イ）概ね 90 度開くものであること。

（ウ）板厚は、1.2 ㎜以上とすること。

オ　足掛けを設ける場合は、次によること。

（ア）本体に固定すること。

（イ）足掛けにすべり止めの措置が講じられていること。

カ　手掛け及びアームは、丸棒を用いるものにあっては、直径８㎜以上、板加工をするものにあっては、板厚 1.5 ㎜以上、平鋼を用いるものにあっては、板厚３㎜以上とすること。

キ　取付金具は、次によること。

（ア）板厚は、1.5 ㎜以上とすること。

（イ）本体への取り付けにボルトを用いるものにあっては、当該ボルトの直径は、10 ㎜以上とすること。

ク　避難器具が、確実かつ容易に取り付けられる構造であること。

ケ　避難上有効な開口部の大きさ（避難器具を展張した状態での取付部の開口部の有効寸法をいう。）は、直径 0.5ｍ以上の円が内接する大きさ以上であること。

コ　３動作以内で確実かつ容易に避難器具を展張できるものであること。

② 避難器具用ハッチに用いる部品は、第 17-12 表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる材料又はこれらと同等以上の強度、耐久性及び耐食性を有する不燃材料であること。

第 17-12 表

部　　品	材　　料
本　　体 蓋 フ ラ ン ジ	JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯） JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）
取 付 金 具 手　掛　け 足　掛　け ア ン カ ー	JIS G 3446（機械構造用ステンレス鋼鋼管） JIS G 3448（一般配管用ステンレス鋼鋼管） JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管） JIS G 4303（ステンレス鋼棒） JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯） JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯） JIS G 4308（ステンレス鋼線材） JIS G 4315（冷間圧造用ステンレス鋼線） JIS G 4317（熱間圧延ステンレス鋼等辺山形鋼） JIS G 4320（冷間圧延ステンレス鋼等辺山形鋼）
蝶　　番 ピ　　ン ボ　ル　ト ナ　ッ　ト ワッシャー リ ベ ッ ト	JIS G 3446（機械構造用ステンレス鋼鋼管） JIS G 3448（一般配管用ステンレス鋼鋼管） JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管） JIS G 4303（ステンレス鋼棒） JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯） JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯） JIS G 4308（ステンレス鋼線材） JIS G 4314（ばね用ステンレス鋼線） JIS G 4315（冷間圧造用ステンレス鋼線）
ワイヤロープ	JIS G 3535（航空機用ワイヤロープ） JIS G 3540（操作用ワイヤロープ）

【備考】
本体、蓋、蝶番、ピン、ボルト、ナット、ワッシャー及びリベットの材料は表の右欄に掲げるもののうち、オーステナイト系であって、SUS304 の記号で表される材料以上の孔食電位（JIS G 0577 により計測される。）を有するものと、取付金具、手掛け、足掛け、アンカー及びワイヤロープの材料は表の右欄に掲げるもののうち、オーステナイト系の種類のものとする。

③ 避難器具用ハッチの固定方法は、前（4）．②．アによるほか、次によること。ただし、これらと同等以上の工法により設置する場合は、この限りでない。

ア 避難器具用ハッチを埋め込む場合の床又はバルコニー等は、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とするほか、避難器具用ハッチの固定用のボルト、ブラケット及びフック等（以下「ブラケット等」という。）の強度は、次式を満たすものであること。

F：固定部に発生する応力（kN）

F/N＜S　　S：材料の許容せん断荷重（kN）

N：ブラケット等の数。ただし、N≧4であること。

イ　外側にフランジを設けた避難器具用ハッチをバルコニー等の開口部に落とし込む場合は、フランジの強度が、前(1)で求められる固定部に発生する応力に耐えられるものであること。

ウ　アンカーにより建物本体に取り付ける構造のものは、固定箇所を4箇所以上とすること。

エ　フランジにより建物に取り付ける構造のものにあっては、フランジの幅又は板厚は、それぞれ次に掲げる数値以上とし、4箇所所以上をボルト等でハッチ本体又は建物本体に固定できるものであること。

（ア）フランジの幅　5㎝

（イ）フランジの板厚　1.2㎜

オ　ボルト・ナットには、スプリングワッシャ、割ピン及びダブルナット等の緩み止めの措置が講じられていること。

カ　ボルト・ナット等が使用者に損傷を与えるおそれのないよう設置されていること。

④　雨水等のかかるおそれのあるバルコニー等に避難器具用ハッチを設ける場合にあっては、床面等に適当な傾斜を設けるとともに、排水設備を設けること。

⑤　避難器具用ハッチには、次に定める事項をその見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。

ア　避難器具用ハッチである旨の表示

イ　製造者名

ウ　製造年月

エ　使用方法

オ　取扱い上の注意事項

(6) 固定部材にアンカーボルト等を使用するものにあっては、当該アンカーボルト等の引き抜きに対する耐力を設計引抜荷重に相当する試験荷重を加えて確認すること。この場合において、試験荷重は、アンカーボルト等の引き抜き力を測定することのできる器具等を用いて、次式により求められる締付トルクとすること。

T：締付トルク（kN/㎝）

T＝0.24DN　　D：ボルト径（㎝）

N：試験荷重（設計引抜荷重）（kN）

(7) 斜降式の救助袋の下部支持装置を降着面等へ固定する器具（以下「固定具」という。）の構造、強度及び降着面等への埋設方法は、次によること。

①　固定具の構造及び強度

ア　固定具は、蓋を設けた箱の内部に、容易に下部支持装置を引っかけることができる大きさの環又は横棒（以下「固定環等」という。）を設けたものであること。

イ　固定環等は、直径16㎜以上で、かつ、次のいずれかに適合する材料でできたものであること。

（ア）JIS G 4303（ステンレス鋼棒）

（イ）前（ア）に掲げるものと同等以上の強度及び耐食性を有するもの。

ウ　固定環等が環である場合にあっては、降着面等に対し第 17-13 表の引張荷重に耐えられるよう十分埋め込まれ、かつ、引き抜け防止の措置が講じられた鋼材等に離脱しないよう取り付けられたものであること。

第 17-13 表

袋　　長（m）		荷　　重（kN）	荷重方向（下部支持装置の展張方向）
斜降式	袋長が 15 以下のもの	2.85	仰角 25 度
	袋長が 15 を超え 30 以下のもの	5.25	
	袋長が 30 を超え 40 以下のもの	6.45	
	袋長が 40 を超えるもの	7.50	

エ　固定環等が横棒である場合にあっては、下部支持装置のフックを容易に引っかけることのできる横幅を有し、その両端を 90 度鉛直方向に曲げ、降着面等に対し第 17-13 表の引張荷重に耐えられるように十分埋め込まれ、かつ、引き抜け防止の措置が講じられたものであることとし、横棒を箱に固定する工法による場合は、箱に引き抜け防止の措置が講じられたものであること。

オ　蓋及び箱は、車両等の通行に伴う積載荷重に十分耐えられる強度を有し、かつ、次のいずれかに適合するものであること。

（ア）JIS G 5501（ねずみ鋳鉄品）

（イ）前（ア）に掲げるものと同等以上の耐食性を有するもの。

カ　蓋は、使用に際し、容易に開放できる構造とし、紛失防止のため箱とチェーン等で接続されたものであり、かつ、蓋の表面に救助袋の設置階数が容易に消えない方法で表示されているものであること。

キ　箱の内部に雨水等が滞留しないよう有効な水ぬき措置が講じられていること。

ク　箱は、内部の清掃が容易にできる大きさであること。

②　固定具の降着面等への埋設場所は、次によること。

ア　固定部から救助袋を緩みのないよう展張した場合、降着面等と概ね 35 度となる位置とすること。また、袋本体に片たるみを生じない位置で、避難空地内であること。

イ　土砂等により埋没するおそれのない場所とすること。

ウ　通行の支障とならないように設けること。

6　避難器具専用室

避難器具専用室を設ける場合は、次によること。☜（第 17- 9 図参照）

（1）不燃材料（ガラスを用いる場合は、網入板ガラス又はこれと同等以上の防火性能を有すものに限る。）で区画されていること。ただし、建基令第 112 条の規定による場合にあっては、当該規定によること。

（2）避難器具専用室は、避難に際し支障ない広さであること。

（3）避難器具専用室は、避難器具の使用方法の確認及び操作等が安全に、かつ、円滑に行うことができる明るさを確保するよう非常照明を設置すること。

（4）避難器具専用室の入口には、随時開けることができ、かつ、自動的に閉鎖することのできる高さ 1.8m以上、幅 0.75m以上の防火戸（建基法第２条第９号の２ロに規定する防火設備であるものに限る。）を設けること。

（5）避難階に設ける上昇口は、直接建築物の外部に出られる部分に設けること。ただし、建築物内部に設ける場合にあっては、避難器具専用室を設け、避難上安全な避難通路を外部に避難できる位置に設けること。

（6）上昇口の大きさ（器具を取り付けた状態での有効寸法をいう。）は、直径 0.5m以上の円が内接することができる大きさ以上であること。

（7）上昇口には、金属製の蓋を設けること。ただし、上昇口の上部が避難器具専用室である場合は、この限りでない

（8）上昇口の上部に避難を容易にするための手がかり等を床面からの距離が 1.2m以上となるように設けること。ただし、直接建築物の外部に出られる場合は、この限りでない。

（9）上昇口の蓋は、容易に開けることができるものとし、蝶番等を用いた片開き式の蓋にあっては、概ね 180 度開くものを除き、取付面と 90 度以上の角度で蓋を固定でき、かつ、何らかの操作をしなければ閉鎖しないものであること。

(10) 上昇口の蓋の上部には、蓋の開放に支障となる物件が放置されることのないよう囲いを設ける等の措置を講ずること。

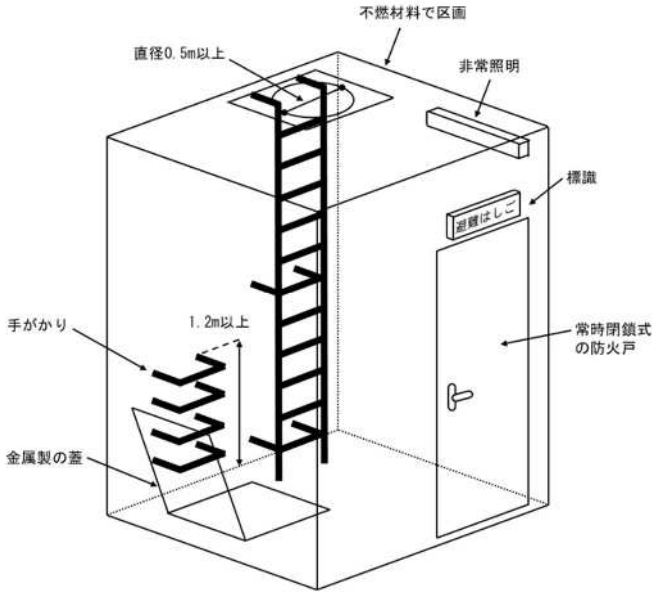

第 17-９図　設置例（避難器具専用室）

7　標識等

（1）避難器具を設置している場所及び使用方法を表示する標識は、第 17-14 表によること。

第 17-14 表

種　　別	設置場所	大　き　さ	色	表示方法
設置位置を表示する標識	避難器具又は避難器具直近の見やすい箇所	縦 12 ㎝以上 横 36 ㎝以上	地色と文字の色は、相互に対比色となる配色とし、文字が明確に読み取れるものであること。 （例） 白地に黒文字	・「避難器具」又は「避難」若しくは「救助」の文字を有する器具名を記載すること。 ・文字の大きさは 5 ㎝以上 ☜
設置位置まで誘導する標識	避難器具の設置箇所に至る廊下、通路等			
使用方法を表示する標識	避難器具又は避難器具直近の見やすい箇所	縦 30 ㎝以上 横 60 ㎝以上 ただし、明確に読み取れる場合は、この大きさによらないことができる。	同上 ☜	・図及び文字等を用いて分かり易く表示すること。 ・文字の大きさは 1 ㎝以上 ☜

備考
1　設置位置を表示する標識及び設置位置まで誘導する標識については、避難器具の設置場所が容易にわかる場合にあっては、設置しないことができる。
2　設置位置を表示する標識と使用方法を表示する標識は、兼用することができる。
3　前 2 の兼用する場合の大きさは、縦及び横の長さがそれぞれ 30 ㎝以上及び 60 ㎝以上とすること。☜
4　使用方法を表示する標識は、使用方法が簡便な器具に限って設置しないことができる。

（2）特定一階段等防火対象物に係る避難器具の設置等場所の表示に関する取扱い

避難器具を設置し又は格納する場所（以下「避難器具設置等場所」という。）のある階における表示の取扱いについては、次によること。

①　避難器具設置等場所の出入口における識別措置

避難器具等場所の出入口には、当該出入口の上部又はその直近に、避難器具設置等場所である旨が容易に認識できるような措置（以下「設置等場所出入口の識別措置」という。）を講じること。容易に認識できる大きさとし、破損や汚損がないような方法で「○○設置場所」（○○は避難器具名）等と表示すること。☜

②　避難器具設置等場所がある階のエレベーターホール又は階段室の出入口付近の標識

避難器具設置等場所がある階のエレベーターホール又は階段室（附室が設けられている場合にあっては、当該附室をいう。以下同じ。）の出入口付近の見やすい箇所に設置する避難器具設置等場所を明示した標識（以下「避難器具設置等場所配置図」という。）は、次によること。☜

ア　避難器具設置等場所配置図には、平面図に避難器具設置等場所のほか、避難施設（階段等）、避難器具設置等場所への出入口を明示すること。

イ　避難器具設置等場所配置図は、エレベーターホール又は階段室の出入口付近の日常よく使用される箇所に設けること。

ウ　避難器具設置等場所配置図は、避難器具設置等場所及び避難施設が容易に認識できる大きさとし、破損や汚損がないような方法で表示すること。

③　設置等場所出入口の識別措置と避難器具設置等場所配置図が近接する場合等にあっては、避難器具設置等場所配置図を設置することで足りるものであること。☜

（3）避難経路となるバルコニー等が、隣接する住戸等間で仕切板等によって仕切られている場合は、当該仕切板等の見やすい箇所に、次の①から③までの事項を明示すること。☜

①　避難経路である旨

「非常口」「非常出口」「この先避難器具あり」

②　避難の際の使用方法

「非常の際は、ここを破って避難できます」

「非常の際は、ここを破って隣戸に避難できます」

③　仕切板等の付近に物品を置くことを禁ずる旨

「この付近に物を置かないでください」

（4）避難空地の表示

避難階の降下位置には、塗料又は標識等で避難空地を表示すること。☜

8　設置場所の明るさの確保

（1）避難器具は、使用方法の確認、避難器具の操作等が安全に、かつ、円滑に行うことができる明るさが確保される場所に設置すること。

（2）避難器具の設置場所には、条例第 51 条の規定により、避難器具の使用を容易にするための非常電源を内蔵した有効な照明灯（1ルクス以上）を設けること。ただし、次の①から③のいずれかに該当する場合は、この限りでない。☜

①　避難器具が屋外（バルコニー、ベランダ、屋上等）に設けられている場合。ただし、救助袋（避難器具用ハッチに格納したものを除く。）、緩降機その他使用に際し、組立て、取付け等操作を要する器具を設けた場所で、操作上又は使用上照明を必要とする場合を除く。

②　屋内、屋外を問わず避難器具設置場所の付近に建基令第 126 条の 5 の基準に適合する非常用の照明装置が設けられており、その明りにより避難器具の操作が可能である場合

③　明らかに昼間のみにしか使用しない等、当該防火対象物並びに避難器具の使用実態から判断して、照明を必要としない場合

9　避難器具の格納

（1）避難器具（常時使用状態に取り付けてあるものを除く。以下同じ。）の種類、設置場所等に応じて、当該避難器具を保護するため、格納箱等に収納すること。

（2）格納箱等は、避難器具の操作に支障をきたさないものであること。

（3）避難器具の格納箱等は、避難器具の種類、設置場所及使用方法等に応じて、耐候性、耐食性及

び耐久性を有する材料を用いることとし、耐食性を有しない材料にあっては、耐食措置を施したものであること。

（4）屋外に設けるものにあっては、有効に雨水等を排水するための措置を講じること。

（5）格納箱は、原則として、固定すること。☜

10　避難器具の減免

（1）規則第 26 条第 5 項第 1 号へに規定する「バルコニーその他これに準ずるものが避難上有効に設けられている」とは、次の例によるものとする。

また、バルコニー等に仕切りが設けられている場合で、容易に破壊し又は除去することができるものも含む。（第 17-9 図～11 図参照）

①　建築物の周囲（内側を含む。）にバルコニー等が設けられた場合

【例】

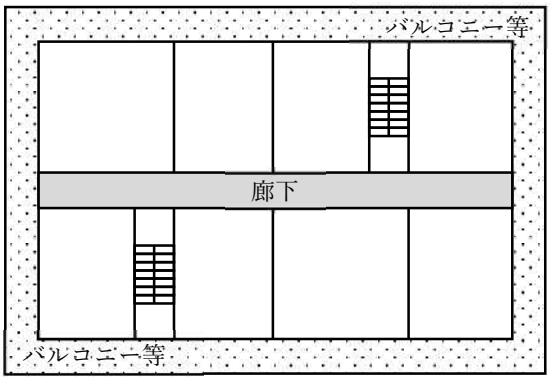

第 17-9 図

②　建築物の居室の外気に面する部分及びその他の部分にバルコニー等が設けられ、かつ、当該バルコニー等により避難階段又は特別避難階段のいずれかの 2 以上に移行できる場合

【例】

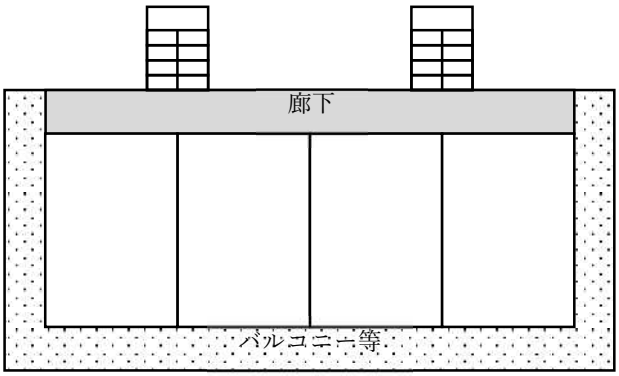

第 17-10 図

③　建築物の居室を相互に連絡できるようバルコニー等が設けられ、かつ、当該バルコニー等により避難階段又は特別避難階段のいずれかの２以上に移行できる場合

なお、居室間の隔壁は不燃材料で造られていること。

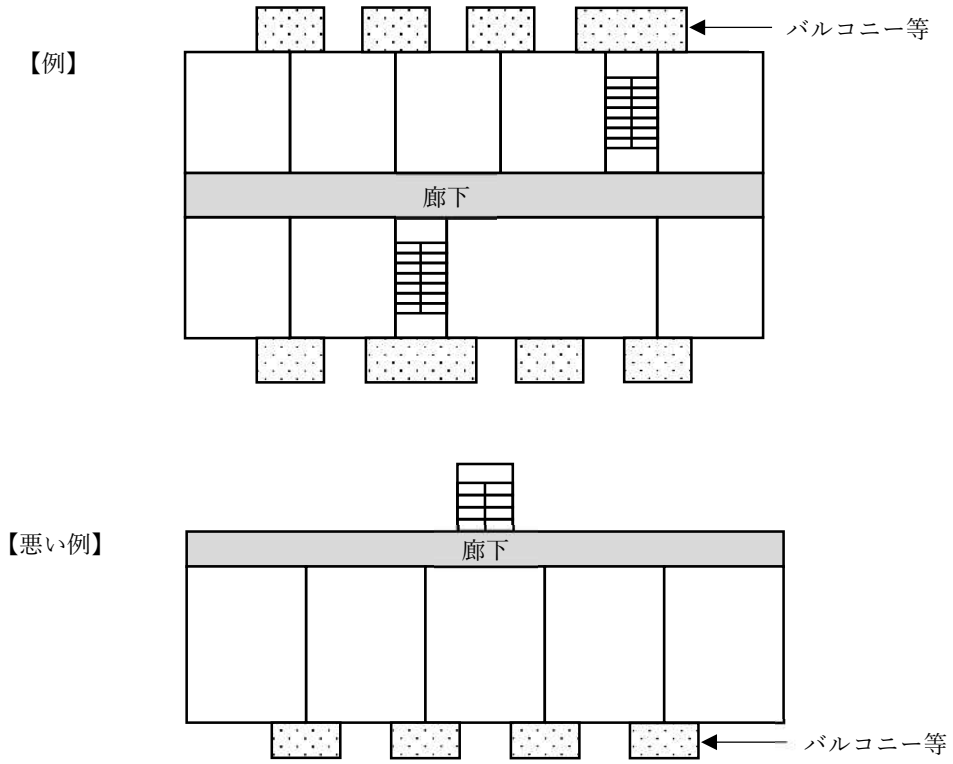

第 17-11 図

（２）規則第 26 条第５項第１号ヘに規定する「あらゆる部分から」とは、居室の出入口からをいうものとする。

（３）規則第 26 条第５項第１号ヘに規定する「２以上の異なった経路によりこれらの直通階段のうちの２以上のものに到達しうるよう設けられている」とは、次の例によるものとする。

（第 17-12 図～14 図参照）

①　建築物の両端のそれぞれに直通階段が設けられた場合

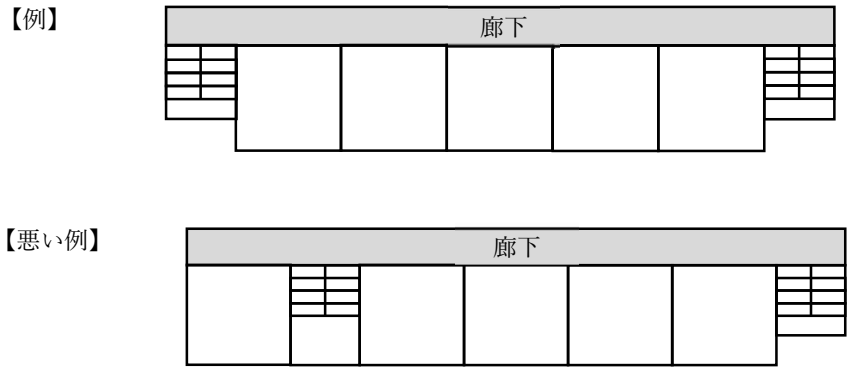

第 17-12 図

② 建築物の周囲（内側を含む。）に廊下が設けられ、いずれの部分で火災が生じても異なる二方向に避難できるための直通階段が設けられた場合

【例】

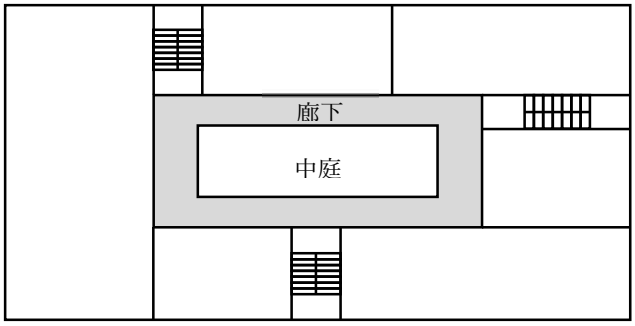

第 17-13 図

③ 階段、エレベーター、便所等が建築物の中心部に集中したコア型式の建築物については、いずれの部分で火災が発生しても異なる二方向に避難できるよう、2 以上の直通階段が設置され、かつ、これらの階段の間隔が水平距離 30m以上となるように設けられた場合

【例】

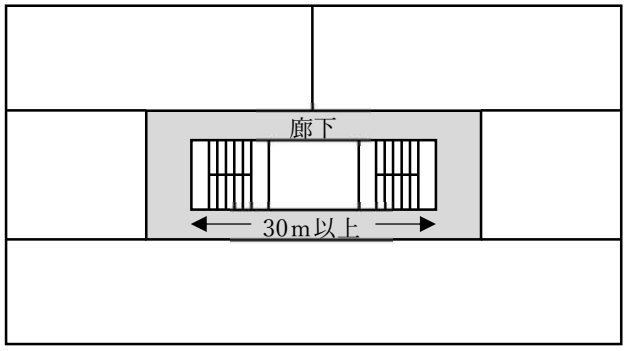

第 17-14 図

（4）規則第 26 条第 5 項第 2 号ロに規定する「居室の外気に面する部分にバルコニー等が避難上有効に設けられており」とは、次の例によるものとする。（第 17-15 図参照）

① 前（1）．①及び②に掲げる場合

② 建築物の居室と他の居室とを区画する壁が不燃材料で造られ、隣接の居室とを相互に連絡できるバルコニー等が設けられた場合

なお、独立したバルコニー等については、それぞれに避難のための設備又は器具を設けること。

【例 1】

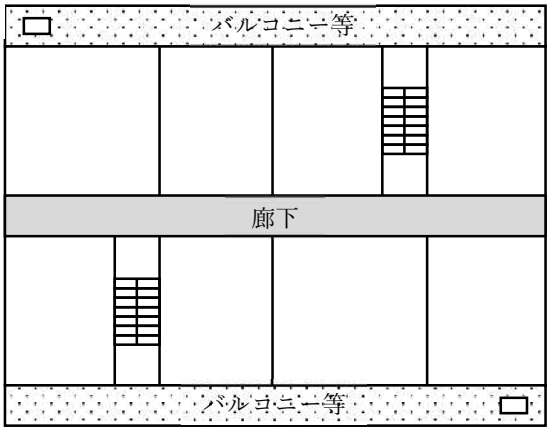

：避難のための設備又は器具

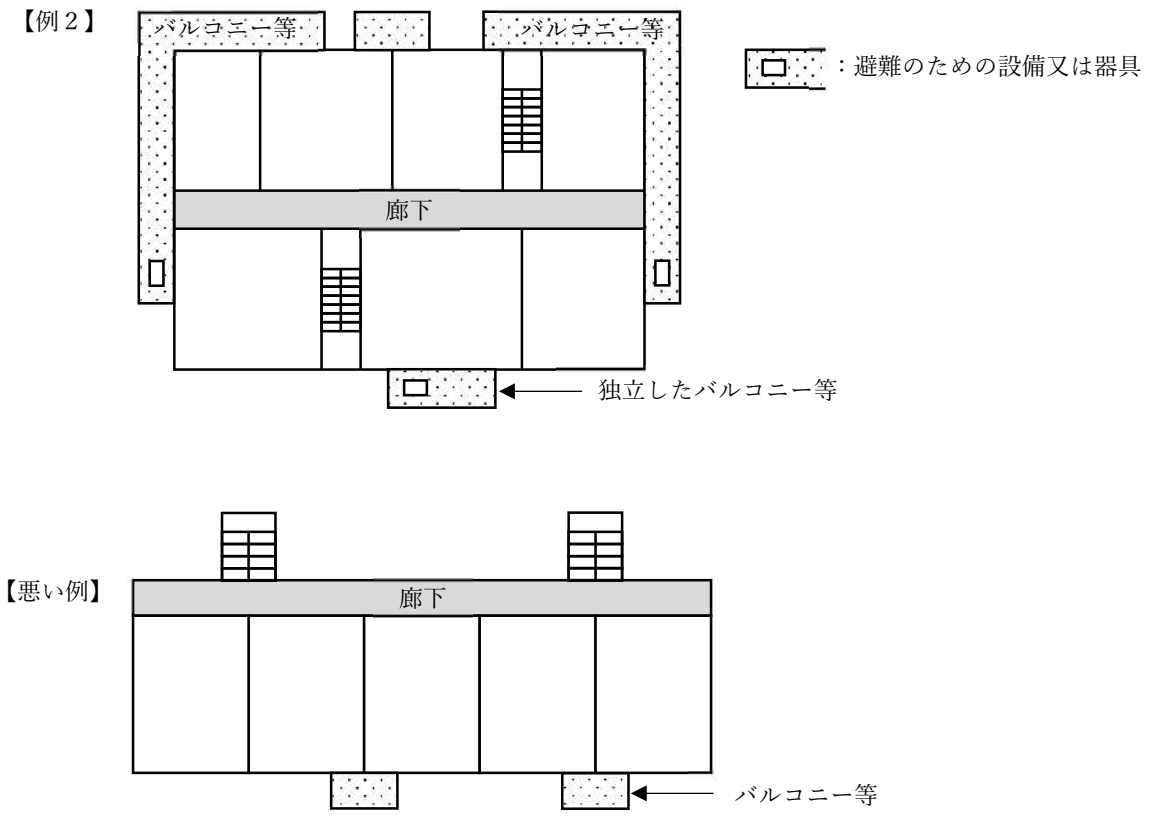

第 17-15 図

（５）規則第 26 条第５項第２号ロに規定する「その他の避難のための設備若しくは器具」及び同条第７項第３号に規定する「その他避難のための設備又は器具」とは、設備については各階のバルコニー等に設けた階段、傾斜路等が該当し、器具については各階のバルコニー等に設けたタラップ、ステップ、はしご、緩降機、救助袋等が該当するものであること。

（６）規則第 26 条第５項第２号ロに規定する「他の建築物に通ずる避難のための設備若しくは器具」とは、設備については渡り廊下が該当し、器具については避難橋等が該当するものであること。

（７）規則第 26 条第２項、第５項第３号ハ及び第７項第３号の屋内避難階段等の消防庁長官が定める部分は、階段の各階又は各階の中間の部分ごとに設ける直接外気に開放された排煙上有効な開口部で、次の①及び②に該当するものをいう。(第 17-16 図参照)

①　開口部の開口面積は、２㎡以上であること。

②　開口部の上端は、当該階段の部分の天井の高さの位置にあること。ただし、階段の部分の最上部における当該階段の天井の高さの位置に 500 ㎠以上の外気に開放された排煙上有効な換気口がある場合は、この限りでない。

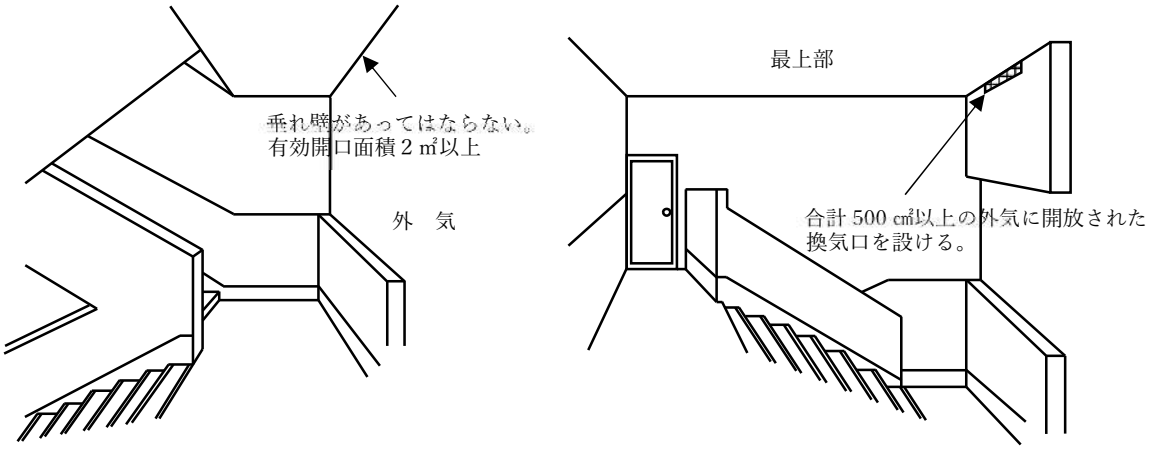

第 17-16 図

11　略